

提供依頼書

令和 年 月 日

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第4項及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定(以下「高確法等の規定」という。)に基づく全国健康保険協会山形支部(以下「山形支部」という。)への提供について、下記のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は山形支部に対して、労働安全衛生法第66条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において山形支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって山形支部が必要と認める情報(以下「事業主健診情報」という。)を提出すること。その際、山形支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 1による提出を行う前に、健診実施機関は当事業所に対して、本書に基づき提出する旨の連絡をすること。
- 3 1の提出を行う際に、健診実施機関は山形支部に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
- 4 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

事業所情報	健康保険記号	
	事業所名	
	事業主名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当者名	

健診実施機関情報	健診機関名		
	所在地	〒	〒
	電話番号		
	健診受診月	月	月
	受診人数	人	人

提供依頼書の提出により定期健康診断の結果データの提供ができる健診機関

以下の健診機関で定期健康診断を受診している場合は、この提供依頼書をご提出いただくだけで定期健康診断の結果データは健診機関から直接協会けんぽに提供されます。

※下記健診機関以外で定期健康診断を受診している場合は、健診結果票のコピーを協会けんぽにご提供いただきますようお願いいたします。

ご不明な点は下記保健グループへお問い合わせください。

健診機関名称	所在地
山形市医師会健診センター	山形市南館 5-3-10
やまがた健康推進機構 山形検診センター	山形市蔵王成沢字向久保田 2220
全日本労働福祉協会東北支部 山形健診センター	山形市西崎 49-6
山形健康管理センター	山形市桧町 4-8-30
医療法人社団清永会 矢吹病院	山形市嶋北4-5-5
医療法人篠田好生会 篠田総合病院	山形市桜町2-68
山形済生病院	山形市沖町79-1
山形ロイヤル病院	東根市大森2-3-6
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院	天童市鎌田 1-7-1
総合健診センター	寒河江市寒河江久保 5
荘内地区健康管理センター	鶴岡市馬場町 1-45
やまがた健康推進機構 庄内検診センター	酒田市東町 1-23-1
本間病院健診センター	酒田市中町 3-5-23
健生ふれあいクリニック	酒田市泉町 1-16
三友堂病院	米沢市福田町 2-1-55
やまがた健康推進機構 米沢検診センター	米沢市西大通 1-5-66
やまがた健康推進機構 南陽検診センター	南陽市三間通 466-5
やまがた健康推進機構 最上検診センター	新庄市大手町 2-22
松田外科医院	米沢市城西 4-4-25
公益財団法人秋田県総合保健事業団	秋田県秋田市千秋久保田町6-6